

第31期目録委員会記録 No.8

第8回委員会

日時：2008年3月22日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会5階会議室

出席：中井委員長，木下，平田，古川，渡邊

<事務局>磯部

[配付資料]

1. RDA案第5-6章に関する疑問または補足（2ページ-A4，古川委員）
2. 2007年12月RDA草案 第8-9章（5ページ-A4，渡邊委員）
3. 国際目録原則草案及び用語集について（投票結果）（3ページ-A4，渡邊委員）
4. 国際目録原則草案及び用語集（原文）（7ページ-A4，5ページ-A4，渡邊委員）
5. 『国際目録原則覚書』草案への修正の提案（2ページ-A4，古川委員）
6. 第31期目録委員会記録No.7（3ページ-A4，事務局）

[報告・連絡事項]

1. 講演会「米国議会図書館における書誌コントロールの現状と将来」について
中井委員長から2月27日に国会図書館で行われた、米国議会図書館ビーチャー・ウィギンズ収集・書誌アクセス部長の講演会について報告があった。RDAの適用について、アメリカなどの国立図書館間で2009年中に実施すると合意されていたにもかかわらず、LCワーキングレポートには中断の勧告があったことについて質問したところ、LCはレポートに対して5月に回答するという事だった。
2. JSCの動きについて
古川委員から、JSCとDCMIの間でRDAのボキャブラリについて調整が始まったことと、RDAに沿ったMARC21の改定の検討が始まった旨、紹介があった。

[検討事項]

1. RDA案第5-6章に関する疑問または補足について
古川委員より資料1に基づき、前回説明があったRDA案第5-6章について補足説明があり、意見交換を行った。
 - ・ RDA案と『国際目録原則』案の間でobjectiveとprincipleとfunctionの区別が不明であり、NCRを考えると、これらに相当する言葉が曖昧にならないようにしなければならない。
 - ・ 典拠レコードのシンタックスはAppendix E. Record syntaxes for access point control dataに提示されると思われる。
 - ・ 6.4/6.10における著作を表現するアクセスポイントへの付加要素に、6.1.1.7.1にないものが加わっている。アクセスポイントに使われない、典拠レコードのためのものと思われるが、規定どうしが整合していない。
 - ・ 電子的内容の記録について、現行のdata and programは、content typeが複数使

用可能なので表現できる。

2. 2007年12月RDA草案 第8-9章について

渡邊委員より資料2に基づき、2007年12月RDA草案 第8章（個人・家族・団体の属性の記録に関する一般的指針）および第9章（個人の識別）について説明があり、意見交換を行った。

- ・ 8.8以下は目録担当者用の項目である。
- ・ 英語形、ローマ字形、西暦優先から、「目録作成機関の優先するもの」というように国際化への配慮がされている。
- ・ 典拠に伝記情報などいろいろな情報を盛り込めるよう考えてあるようである。ただ性別を盛り込むことは適当かどうか検討が必要。
- ・ 8.11の識別できない名前の指示子とはどういうものか。→フラグを立てるなど考えられる。
- ・ 9.2の構成が、優先される名前の選択において、同じ名前の異なった形(9.2.1)、同一人の異なった名前(9.2.2)の順になっている。AACR2の構成と順序を逆にした理由が不明である。
- ・ 9.6の例示中に完全形の付加方式が見られるが、シンタックスは別扱いとする方針との境界線をどこに引くか分からない。

3. IME-ICCの投票結果について

渡邊委員より資料3、4に基づき、『国際目録原則』草案及び用語集についての投票結果の報告があり、意見交換を行った。投票結果を反映した2008年3月バージョンは、4月から6月にかけてworld wide reviewに付される予定である。

- ・ 6.3.4 uniform titleが、forms of names for works/expressions に変更されたが、nameでいいのか。titleではまずいのか。→work/expressionの名称で、elementも含めた総称的なものを指すのでは。titleというと、manifestationの個別のtitleも含めてしまうからではないか。
- ・ 7.1.3.1 uniform titleを置き換えてauthorized access point for the seriesとすると、workのseriesはあり得ないので、uniform titleの方がいいのでは。

4. 『国際目録原則覚書』草案への修正の提案について

古川委員より、資料5に基づき、『国際目録原則覚書』草案の文章について修正の提案が行われた。

- ・ 欄外注8に、「経済的事情や目録作成の慣例のため、著作の構成要素や著作集中の個々の著作に対する書誌レコードのない図書目録が存在することが認められている」とあるが、原則に現状容認の趣旨を含めるのは、不適當である。
- ・ 個人名・家族名・団体名は目録法上同格なので、6.3.4「著作/表現形の名称のための典拠系標目」の”such as” と”a corporate body”の間に、”a personal name, a family name”を挿入する。

次回の委員会の予定

4月26日（土）

5月24日（土）

以

上